

# 空き家や相続登記に関する法律が変わりました

空き家の所有者は、国や自治体の施策に協力する努力義務があります

令和5年12月 空家特措法の改正

## 管理不全だと**固定資産税が増える可能性**があります

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正され、放置すれば特定空家となるおそれのある「**管理不全空家**」が新設されました。

管理不全空家に認定され、市から指導・勧告が行われると、住宅用地の特例措置解除となり、**固定資産税が増える可能性**があります。そうなる前に、適切な管理や、対処をお願いします。



こんな状態になっていませんか？

- 草木が繁茂している
- 屋根の一部が破損している
- 窓ガラスが一部割れている
- 空き家になって5年以上経っている
- 景観を損なっている

→管理不全空家に認定される**可能性**があります

空き家を放置せず、適切な管理・解体・売却など、今後の方針を早めに決めましょう。

## 令和6年4月から「**相続登記の義務化**」が始まりました

相続登記とは、不動産の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続を知ってから**3年以内**に相続登記の申請をしないと、**10万円以下の過料が科される可能性**があります。特に、**納税通知書に「〇〇様分」と記載のある方は**ご注意ください、お早めに司法書士へのご相談や法務局でのお手続きをお願いします。